

周知の埋蔵文化財包蔵地での工事手続きガイド

手順①

周知の埋蔵文化財包蔵地の確認

- web サイト「愛知県統合型地理情報システム マップあいち」内の愛知県文化財マップ（埋蔵文化財・記念物）で確認
- 刊行物「名古屋市遺跡分布図」で確認

手順②

包蔵地に該当する・近くにある

非該当・周囲にもない

周知の埋蔵文化財包蔵地の確認

- ①窓口
文化財保護課（市役所本庁舎5階）にご来室ください。
- ②FAX またはメール
確認シートと照会場所を明示した地図をお送りください。

包蔵地に該当します
(開発予定があります)

包蔵地に近接しています

該当しません

試掘調査
(土地所有者からの依頼)

埋蔵文化財が所在する

埋蔵文化財が無い

協議

試掘調査

有無照会

(該当地で過去に調査が行われている場合で、
文書回答が必要な場合)

事前の届出は不要です※1

文化財保護法第93条 届出 (「埋蔵文化財の届出について」)

工事着手予定日 60 日前までに提出

指 示

発掘調査

(常時立会)

工事立会

慎重工事

発掘調査の実施

記録保存のための発掘調査です。
発掘調査費用は、個人住宅建設以外、
原則、工事主体者(原因者)負担です

工事着手

(工事着工可能)

工事立会の実施

工事中に学芸員が立会います。
工事日程を事前連絡・協議して
ください

(工事着工可能)

そのまま進めてください
※1

※1 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、すみやかに文化財保護課にご連絡ください。